

2019 年 8 月 1 日 NO.284	京浜ユニオン ニュース	労働組合・京浜ユニオン 〒144-0033 東京都大田区西蒲田 4 丁目 32-9 電話・FAX 050-3410-6240 振込口座 中央労働金庫蒲田支店 8655997 京浜ユニオン
-----------------------------	----------------------------------	---

〇さんの簡易裁判闘争始まる！

7 月 9 日、〇組合員の業務上災害補償問題で提訴した(有)Y ヘルパーステーションと加害者 H への裁判が、錦糸町にある簡易裁判所で、第 1 回公判が開かれました。この簡易裁判は、通常 2~3 回で結審し判決が出されますが、それに従えなければ本訴にすることもできます。

第 1 回目は、申立人 〇氏と代理人 1 名、被告側は Y ヘルパーステーション代理人 1 名のみ。それに調停人とで話し合いが行われました。早ければ 1 回で終わることもある簡易裁判ですが、被告側の弁護士はわざとかどうか分かりませんが、質問が多く進行がはかばかしくなかったようです。次回からは、こちら側の陳述を少なくしていく方針で臨むそうです。

次回期日: 9 月 10 日 10:00、錦糸町簡易裁判所

8 月のスケジュール

- 8 日(木)例会 午後 6:30 西蒲田事務所
- 22 日(木)運営委員会 午後 6:30 西蒲田事務所
- * お盆の関係で、第 2 第 4 木曜に変更しました。
- 25 日(日)機関紙 午後 1:00 西蒲田事務所
- 26 日(月)機関紙 午後 1:00 西蒲田事務所

9 月のスケジュール

- 5 日(木)例会 午後 6:30 西蒲田事務所
- 15 日(日)野外バーベキュー 東海埠頭
- 19 日(木)運営委員会 午後 6:30 西蒲田事務所

新聞取次店の闇

先日、新聞取次店のオーナーからの相談があり、新聞社と新聞取次店の闇が明らかになった。

新聞社が販売店に押し付ける余分の部数が問題になっている。2009年の裁判で、全国平均で3～4割が浮き部数として新聞取次店におしつけられていることが、週刊新潮で報じられた。

以前は新聞の購読者が多く取次店も利益が得られたが、そんな時代は終わり、近隣店舗の廃業による移動部数の増加を待っているのが実情です。そんな中での相談でした。

2年前に権利を買い埼玉県で取次店を経営。家族3人でオーナー・事務員・配達員を担い、他に2名の販売・配達員を雇用し営業を続けてきました。営業開始の当初実部数800に対し、新聞社から押し付けられた部数は1600部。その差の部数の代金も払う仕組みになっています。

その為、構造的に赤字がつづき、新聞社への借金が増え続けていきました。そして、2019年の5月に売上を差し押さえられ、借金150万円を即金で支払え！と迫られ、販売店をおいだされました。

収入源を絶たれ、借金の返済を迫られ、ネットを通じて、大田の相談センターに電話してきました。

近隣の取次店のオーナーは800万円の借金があり、辞めたいと話しているそうです。センターでは、近くの弁護士事務所を紹介し、対会社への交渉や裁判を準備しています。

この「押し紙」(偽装部数)という制度は不当です。

押し紙とは「実際には配っていない」のに印刷し配ったことにしている部数です。新聞社が取次店に注文部数を超えて新聞の買い取りを強制する行為であり、独占禁止法で「優越的地位の濫用」として禁止されている違法行為。

新聞社はこの偽装部数で、広告料を取って利益をあげ、取次店からも、余分な新聞代を徴収しています。つまり、印刷代は取次店に押し付けています。

*2009年6月「週刊新潮」発表

読売新聞3割～4割、朝日新聞34%、毎日新聞57%、産経新聞57%

*千葉の元店主が勝訴！ 公序良俗に反する行為に該当すると主張。3500万円で和解。

関西生コンへの警察の弾圧のおぞましさ

かつてない労働組合への弾圧がおこなわれている。標的にされた全日本建設運輸連帯労働組合(関西生コン支部)では、2018年8月から2019年7月で弾圧12回。組合員のべ67人事業者8人の計75名が逮捕された。

ストライキが「威力業務妨害」になり、法令順守を訴えたビラまき活動が「恐喝未遂」になる。さらに現場にいなかった組合幹部が「ストライキの目的や計画を話し合ったこと」が「威力業務妨害罪」にされて逮捕された。2019年2月には現場でビラまきに参加した組合員16名を「恐喝未遂の実行部隊」として逮捕した。

組合脱退を働きかける家族へのいやがらせも露骨。滋賀県警の捜査員は「組合を辞めて会社も変わった方がいい」「職場の人や弁護士は警察を悪く言うだけだから、こうして話していることも含めて連絡を取らないほうがいい」などと圧力をかけている。

担当弁護団は一連の不当捜査を指して「共謀罪のリハーサル弾圧」だと警鐘を鳴らしている。

2018年9月にストライキを威力業務妨害事件に仕立てあげた事件では、24人を逮捕したが、大半を起訴せず釈放しており、組合に打撃を与え、組合員を動揺させることが目的の逮捕。

2019年7月17日には、3年前に解決した労働争議を「恐喝」と蒸し返し武委員長を逮捕。

憲法28条は労働者の団結権・団体交渉権・団体行動権の労働三権を保障しています。そして、労働組合の正当な組合活動を刑事罰の対象とはしないとの刑事免責が労働組合法1条2項が定められている。

安倍内閣の政治姿勢を後ろ盾とした警察が、労働基本権など完全に無視した組合つぶし攻撃をほしいままにしている。

こうした暴挙を許したら、「刑事免責」は絞殺され、憲法28条は死文化しかねない。

組織破壊を目的にした逮捕・起訴・長期勾留・再逮捕を繰り返す違法な捜査をただちに中止させることが必要だ。

私達ユニオンは全国の仲間と連帯し、関西生コン支部への弾圧をゆるさない為、支える会への加入を決めた。

井関農機労契約法 20 条裁判控訴審も地位確認認めず —諸手当は全て認める—

労働契約法 20 条裁判で注目される井関農機控訴審は、7 月 8 日に高松高裁で判決があった。判決は原告の訴え(地位確認・賞与)を棄却、一方、諸手当については認めた。昨年 4 月 24 日の一審判決(松山地裁)は、諸手当などを認めた画期的な判決となったが、地位確認、賞与(一時金)は棄却された。

原告は、「賞与は賃金の後払い」だと、地位確認と賞与を争点に直ちに控訴した。原告(愛媛ユニオン井関分会)は農機メーカー大手「井関農機」の子会社 2 社で働く有期雇用者の 5 人。派遣社員として働いていたが、子会社 3 社で違法派遣が発覚してから、直接雇用(6 か月更新の有期契約労働者)として働いてきた。

判決後の記者会見で、弁護士から判決内容について説明があった。「松山地裁同様に地位確認と賞与が棄却された。諸手当については『物価手当』など訳のわからないものがあつたが、すべてが認められた。会社は手当てが不服として上告するかもしれない。」

原告は、「同じ仕事、同じ責任なのに、またしても賞与が認められなくて悔しい。」「会社は、3 年前から団交を拒否している。」不誠実な会社と不当判決に対して最高裁でがんばるほかないと声を大にした。



開関農機 20 条裁判

	松山地裁	高松高裁
物価手当	○	○
住居手当	○	○
精勤手当	○	○
家族手当	○	○
慶弔休暇	○	○
賞与	×	×
地位確認	×	×

日本通運は、非正規労働者を使い捨てにするな！ 労働契約法18条、19条違反は許さない！

労働契約法18条、有期契約労働者は、雇い止めの不安のために正当な権利がなかなか行使できないので、通算5年以上働いた有期契約労働者に無期契約への転換の権利を与え雇用の安定を図ることがその趣旨である。

労働契約法19条は、最高裁判所で確立している雇い止め（解雇）に関する判例法理を規定し、雇い止めをすることが客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない時に、雇い止めを認めず有期労働契約が締結又は更新されたものとみなすこととしたものである。

日本通運は7年4ヶ月、社員同様に働いてきた有期雇用女性労働者Oさんを2018年、無期転換権の発生する前日の3月31日に雇い止めを通告しました。

日本通運はOさんの雇用継続に対する期待を全く無視し『不更新条項』を理由に雇い止めを強行しました。日本通運は低賃金で雇用不安な非正規労働者を大量に採用しているにも係らず、この暴挙を行いました。

日本通運の無期転換逃れ地位確認等請求事件の裁判が7月25日東京地裁510号法廷で10時より行われました。この間、裁判長が変わり、この日改めてOさん本人の意

見陳述が行われました。Oさんは、雇い止めにされた経過、会社の理不尽なやり方、本人の思いを涙を流しながらも堂々と意見陳述を行いました。

裁判所は、Oさんのように働く人たちが不条理に泣くこともなく安心して働き続けられる判決を問われている。

Oさんの要求は、不当な雇い止めを撤回し、継続雇用をすることを求めています。今回、京浜ユニオンから2名が傍聴で参加しました。

次回裁判は、9月26日(木) 東京地裁 510号法廷 10時より

都労委、団体交渉拒否救済命令を却下！ 労働者の声を無視する不当命令！

7月10日、東京都労働委員会はユナイテッド航空日本人客室乗務員の解雇事件で、会社が組合との団体交渉に応じないため、組合が不当労働行為の申し立てを行い、労働委員会で話し合いが行われてきました。この日、10時より都庁38階で労働委員会が開かれ、命令が出されました。都労委の係りの人が来て、組合側原告含め11名、会社側は原告代理人1名が出席の中、「団体交渉救済命令を却下する」と読み上げ理由等については、組合側原告団に書類を渡し、この間、3分であつという間に終了しました。都労委では組合は、会社と団体交渉拒否事件、解雇事件、プロフィットシェア(組合差別)3件で争っていますが団体交渉拒否事件については今年の8月に命令が出される予定が東京地裁の判決が出てからと大幅に引き伸ばされました。都労委の今回の命令は3月28日の東京地裁の不当判決を丸呑みする不当命令でした。

都労委としての判断の主体性は、どこへ行ったのか？

コンチネンタル・ミクロネシア航空と経営統合したユナイテッド航空に対し解雇無効を訴え雇用継続を求め争っていた裁判で、東京地方裁判所(春名茂裁判長)は、2019年3月28日に経営上の整理解雇の必要性・解雇回避努力等、でたらめな会社の主張を鵜呑みにして経営統合中の解雇も有効と判断しました。日本の労働法を守らない組合間差別に対しての不当労働行為等の訴えを全て退けました。

東京地裁は解雇の実体を直視せずに何を判断したのか。

FAユナイテッド分会は、地裁の不当判決にひるまず職場復帰を求め高裁に向けて闘う決意です。



かわら版

Union No.

2019年8月1日

8月の行動日程

6日(火) 9:00～、ユナイテッド航空 米国商工会議所前情宣行動
神谷町駅1番出口から歩いて10分

19日(月) 18:30～、国会前19日行動日(改憲阻止)

29日(木) 18:00～19:00、JAL 駅頭宣伝行動 品川駅港南口

30日(金) 18:00～、連帯する夕べ 大井町駅きゅりあん

9月15日(日) 京浜ユニオン主催 バーベキュー(東海埠頭)

9月16日(月) 反原発代々木集会

☆☆素敵な本と出会いました☆☆

『「朝鮮学校を歩く」1100キロ/156万歩の旅』

長谷川和男著 花伝社 1800円＋税

伊藤 光隆

著者の長谷川和男さんは、元東京教組書記長、元杉並教組委員長である。学生時代は山岳部に所属し、今も体力には自信があるという。そういえば、蒲田で集会後に一緒に飲んだときも「これから歩いて帰る」と言って、三鷹の方にある自宅まで歩いて帰ったのだが、いつもそうやって20km以上歩いているとのこと。

長谷川さんは今、「高校無償化」からの朝鮮学校排除に反対する連絡会の共同代表として「無償化裁判」を闘っている。

2010年4月に発足した「高校無償化」制度は、教育の機会均等の理念を拡充し、一条校(学校教育法第1条に指定される学校)以外の外国人学校にも適用する画期的な制度になるはずであった。しかし残念ながら、朝鮮学校だけが除外された。当時の前川

喜平審議官(後に事務次官)が証言しているように、制度設計段階では朝鮮学校も当然適用対象になるよう準備されていた。2013年2月20日、文部科学省は「高校無償化」法の施行規則にある「規定ハ」の削除を行い、朝鮮学校を「高校無償化」制度から排除する決定を朝鮮学校に通知したのである。「規定ハ」とは、外国人学校のうち、文部科学大臣が高等学校の課程に類するものとみなした学校も無償化の対象になるとしたもの。

この民族差別に対して、2013年に大阪、愛知、広島、福岡で、2014年には東京で裁判が始まった。一審の地裁判決は大阪を除いて敗訴し、二審の高裁判決は大阪と東京で敗訴した。敗訴した裁判結果を見てみると、「当時の下村文科大臣の規定ハの削除は、無償化法の立法趣旨に反して違法である」という弁護団の主張を無視し、「朝鮮総連の教育内容や人事に関与しているという疑念を払拭できない」という規定13条違反を根拠にしている。朝鮮学校以外の民族学校では、どこも民族団体が教育内容や人事に関与するのは当たり前に行われており、明らかに朝鮮学校だけを差別的に扱っていることは明白である。

裁判と同時に、毎週金曜日に文部科学省前で朝鮮学校の無償化を求める「金曜行動」が取り組まれている。長谷川さんは、その金曜行動に参加し続ける中で、全国の全ての朝鮮学校を訪問する「全国行脚」を決意したのである。決意するまでの長谷川さんの思いが、次のように記されている。

『「高校無償化」裁判で、～私に何ができるか真剣に考えていた。文科省前の「金曜行動」でアピールする朝鮮大学生が「私は福岡朝鮮中高級学校を出て、現在朝鮮大学の3年生です」「私は大阪朝鮮高級学校で学び、現在朝鮮大学の1年生です」と、誇らしげに母校のことを語る言葉を聞いて、「全国にある朝鮮学校をすべて訪問して、子どもたちや先生方、オモニ(お母さん)やアボジ(お父さん)を励ましたい」～。「朝鮮学校を大切に思っている日本人もいる！7月19日の広島地裁判決、7月28日の大阪地裁判決、9月13日の東京地裁判決を日程に入れて、歩いて朝鮮学校を訪問しよう！過去の歴史に責任を持ち、朝鮮半島を植民地支配した日本人として誠意を示そう！」と考えたのである。』2017年6月20日、福岡朝鮮初級学校から「全国行脚」が始まり、半年後の12月22日、最後(67校目)の朝鮮大学校を訪問し、20kg超のリュックと無償化の旗とともに全国行脚は完遂した。長谷川さんの全国行脚に対して、韓国からも連帯のメッセージが届いた。

ある社会の進歩と、ある社会のまっとうさを守るのは、
覚醒した個人の連帯だということを
長谷川さんをとおして学び、記憶します。

朝鮮学校と共にする人々「モンダンヨンピル」代表
クオン・ヘヒョ(韓国・俳優)

全国行脚での感動的な出会いと支援、日本人として朝鮮学校や無償化問題にどう向き合えばいいのか、ぜひ一読を！長谷川さんの「熱」が伝わってきます。

労働と貧困 2019 年 6 月(出典は朝日・東京新聞)

2 日 2017 年 10 月に福島第一原発構内で倒れ、長時間労働による過労死と労災認定された福島県いわき市の自動車整備士猪狩忠昭さん(当時 57)。遺族らが起こした損害賠償の訴訟では、東電など被告側 3 社は争う姿勢。

12 日 米配車大手ウーバー・テクノロジーズが日本で展開する飲食宅配代行サービス「ウーバーイーツ」の配達員らが労働組合の結成に向けた準備会を都内で開いた。

13 日 残業代などの未払い賃金を社員が会社に請求できるのは「過去 2 年分」までとする労働基準法の規定について厚労省有識者検討会が期間の延長を促す見解をまとめた。2020 年 4 月施行の改正民法で、さかのぼってお金を請求できる期間を「原則 5 年」にすることを踏まえた。

15 日 東芝が 100%出資する主要子会社に今春できた部署に希望退職に応じなかった社員らが集められ、社内外の多忙な工場や物流倉庫で単純作業を命じられている。

19 日 経済協力開発機構の調査によると日本の小中学校の教員は他の加盟国に比べ仕事時間が最も長いが教員としての能力を上げるための時間が最短であることが判明。

20 日 「超党派ママパパ議員連盟」の調査で対象となった現役官僚ら千人のうち、直近 1 年間で最も忙しかった月の残業時間が 100 時間を超えた人は 68.5%だった。

22 日 仕事でのハラスメントを禁じる初めての条約が国際労働機関の年次総会で採択された。日本政府は賛成したがハラスメント行為そのものを禁じる規定が国内法にない。

23 日 サッカーJ2 の水戸ホーリーホックは全社員に少なくとも 11 年間にわたり残業代が未払いだったと発表した。

25 日 NEC の子会社の元社員の男性(53)が、持病を抱える子どもの育児が必要なのに転勤命令を出したのは違法だとして解雇無効を求める訴訟を起こす。

27 日 「子ども食堂」が全国に少なくとも 3718 カ所あることが民間団体の調査でわかった。昨年調査から約 1400 カ所増え、約 1.6 倍になった。年間の利用者は推計延べ 160 万人。

28 日 経産省が 4 月に、老後に必要な蓄えを「2895 万円」とする独自の試算を審議会に示していたことがわかった。

28 日 厚生労働省によると 5 月の有効求人倍率は前月を 0.01 ポイント下回る 1.62 倍。

総務省によると5月の完全失業率は前月と同じ2.4%、完全失業者数は、前月より6万人(3.6%)少ない162万人。

28日 厚労省によると2018年度の都道府県の各労働局に寄せられた労働関係のトラブルの相談のうち「いじめ・いやがらせ」などパワハラに関する被害者などからの相談は前年度比14.9%増の8万2797件と過去最高を記録、各相談中で最も多いのも7年連続となった。セクハラについての相談も同12.2%増の7639件と、16年度以降最高。

29日 主要100社を対象にした朝日新聞のアンケートで、労使協定で定める残業時間の上限を引き下げる企業が3割、「勤務間インターバル制度」を導入した企業が3割あった。残業上限規制法案の今年4月施行の影響。

28日 厚労省は、仕事が原因でうつ病などの精神疾患にかかり、2018年度に労災申請したのは1820件だったと発表した。1983年度の統計開始以降最多で、6年連続の増加。うち自殺(未遂含む)が76件あり、いずれも前年度より減少。過重労働が原因の脳・心臓疾患による労災認定は238件で、15件減少した。うち、死亡(過労死)は82人だった。

朝鮮学校の地域交流行事に参加

7月29日、大田区千鳥町にある東京朝鮮第6幼初級学校で開かれた2019第6ハッキョ同胞大夜会に遅れて参加した。京浜ユニオンおよびお互いさまの先輩たちもいたのに途中で気づいて合流し、夜会終了後は河岸を替えてさらに飲む。会場のグラウンドにはテーブルと椅子が設けられ、周りを出店が囲んで賑やかだった。在日の子どもたちと家族が殆どのように見えたが、私たちのように日本人の参加者もいたはずだ。

朝鮮学校は菅直人元首相の民主党政権時に高校無償化の適用が「審査中」を理由として止まり、第二次安倍政権時に排除が決まった。朝鮮民主主義人民共和国の「軍事的脅威」を政治利用して子どもの学ぶ権利を踏みにじる人権侵害であり憲法違反だ。在日差別、朝鮮問題と天皇問題に関しては与野党に根本的な違いはない。明治維新以降に確立された天皇制賛美とアジア蔑視の思想は現体制を不当と考える人々をも骨の髄まで縛っている。そんな日本の民主主義の現住所を、朝鮮の歌を聴きながら缶ビールを呷りつつ思い、暗澹たる気持ちになった。他者の不幸の上に成り立つ「幸せ」など欺瞞だ。

同時に、7月1日の日本政府による韓国に対する経済制裁発動とその後も頭を離れなかった。他国の司法への介入など傲慢な態度、朝鮮植民地支配は悪くなかったという歪曲史観と戦争責任・戦後責任の無視、中国と共和国に韓国も将来の敵国に加えた上で「国防の危機」を煽り改憲の理由に仕立てようとする軍事大国化への戦略、20年以内にGDPが逆転すると言われるほど台頭した韓国経済を脅威とみなした先制攻撃……。だが今回の事態の基軸は元徴用工など植民地・戦争被害者と日本政府との対立だ。国益論に飲み込まれず、日韓労働者民衆連帯の立場で取り組んでいこうと思う。(迫田)